

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第3区分

【発行日】平成25年5月9日(2013.5.9)

【公開番号】特開2011-195824(P2011-195824A)

【公開日】平成23年10月6日(2011.10.6)

【年通号数】公開・登録公報2011-040

【出願番号】特願2011-36630(P2011-36630)

【国際特許分類】

C 08 L 81/02 (2006.01)

C 08 L 53/00 (2006.01)

C 08 L 23/08 (2006.01)

C 08 K 3/00 (2006.01)

C 08 K 7/00 (2006.01)

【F I】

C 08 L 81/02

C 08 L 53/00

C 08 L 23/08

C 08 K 3/00

C 08 K 7/00

【手続補正書】

【提出日】平成25年3月27日(2013.3.27)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0087

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0087】

なお、(B)エチレンと炭素原子数3～20の-オレフィンとからなるエチレン・-オレフィン系ブロック共重合体、(C)官能基含有オレフィン系共重合体、(D)無機充填材およびその他添加剤としては、それぞれ下記のものを使用した。

B1 エチレン・1-オクテンブロック共重合体(ダウケミカル社製インフューズ9107、密度866 kg / m³、融点121、ガラス転移点-62)

B2 エチレン・1-オクテンブロック共重合体(ダウケミカル社製インフューズ9100、密度877 kg / m³、融点120、ガラス転移点-62)

B3 エチレン・1-オクテンブロック共重合体(ダウケミカル社製インフューズ9807、密度866 kg / m³、融点118、ガラス転移点-62)

b1(比較例) エチレン・1-ブテンランダム共重合体(三井化学(株)社製タフマーテX650、密度864 kg / m³、融点無し、ガラス転移点-64)

b2(比較例) エチレン・1-ヘキセンランダム共重合体(三井化学(株)社製エクセルエンFX CX2001、密度898 kg / m³、融点94、ガラス転移点不明)

b3(比較例) エチレン・1-オクテンランダム共重合体(ダウケミカル社製エンゲージ8100、密度870 kg / m³、融点無し、ガラス転移点-55)

C1 エチレン・グリシジルメタクリレート共重合体(住友化学(株)社製ボンドファーストE、密度940 kg / m³、融点103、ガラス転移点-26)

D1 チョップドストランド(日本電気硝子(株)社製T-747 3mm長、平均纖維径13 μm)

その他添加剤E1 脂肪酸エステルワックス(クラリアントジャパン社製リコワックスE)。

【手続補正2】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

(A) ポリフェニレンスルフィド樹脂100重量部に対し、(B) エチレンと炭素原子数3～20の-オレфинとからなるエチレン・-オレфин系ブロック共重合体1～100重量部を配合してなることを特徴とするポリフェニレンスルフィド樹脂組成物。

【請求項2】

(B) の融点が100以上かつガラス転移点が-50以下であることを特徴とする請求項1記載のポリフェニレンスルフィド樹脂組成物。

【請求項3】

(A) ポリフェニレンスルフィド樹脂100重量部に対し、(C) エポキシ基、酸無水物基、カルボキシリ基およびその塩、カルボン酸エステルから選ばれる少なくとも1種の官能基を含有する官能基含有オレфин系共重合体1～100重量部を配合してなる請求項1または2記載のポリフェニレンスルフィド樹脂組成物。

【請求項4】

(A) ポリフェニレンスルフィド樹脂100重量部に対し、(D) 無機充填材1～400重量部を配合してなる請求項1～3のいずれか記載のポリフェニレンスルフィド樹脂組成物。

【請求項5】

(D) の無機充填材がガラス纖維、ガラスピーブ、ガラスフレーク、炭酸カルシウムから選ばれる少なくとも1種である請求項1～4のいずれか記載のポリフェニレンスルフィド樹脂組成物。

【請求項6】

請求項1～5いずれかに記載のポリフェニレンスルフィド樹脂組成物からなる成形品。

【請求項7】

成形品が水廻り部品である請求項6記載の成形品。